

日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第八十七号） 新旧対照条文（抄）

○ 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）（第五十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（適用事業の範囲） 第八条 この法律は、左の各号の一に該当する事業又は事務所について適用する。但し、同居の親族のみを使用する事業若しくは事務所又は家事使用人については適用しない。 一〜十 （略） 十一 郵便又は電気通信の事業 十二〜十七 （略）</p>	<p>（適用事業の範囲） 第八条 この法律は、左の各号の一に該当する事業又は事務所について適用する。但し、同居の親族のみを使用する事業若しくは事務所又は家事使用人については適用しない。 一〜十 （略） 十一 郵便、<u>電信</u>又は電話の事業 十二〜十七 （略）</p>